住所　埼玉県深谷市田中2280番地１
　呂士林　平成元年11月５日生
住所　埼玉県草加市谷塚町49番地３
　高琳琳　昭和57年４月２日生
住所　横浜市西区平沼１丁目４番24―907号
　劉麗娥　昭和54年２月28日生
住所　川崎市幸区小倉1630番地
　葉僑月　昭和51年８月19日生
住所　相模原市中央区上溝2421番地１
　ジャウェド・イクバル・シャヒッド　昭和37年４月18日生
住所　大阪市中央区徳井町２丁目４番３号
　吳珠惠　昭和42年３月３日生
住所　大阪市阿倍野区桃ヶ池町１丁目２番16号
　吳智子　昭和37年１月24日生
住所　大阪市天王寺区逢阪１丁目３番26号
　申秀眞　昭和52年８月13日生
住所　東京都品川区西大井６丁目１番17号
　トラン・ティ・ゴック・ロアン　昭和43年３月４日生
　チェム・トゥ・ウェン　平成７年10月６日生
　チェム・トゥ・グアン　平成９年４月３日生
　チェム・トゥ・ゴック　平成12年４月21日生

○外務省告示第三百七十八号

平成二十二年七月二十九日にエルサレムで、科学技術における協力に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の有効期間の延長に関する次の書簡の交換がイスラエル国政府との間に行われた。

平成二十二年八月十七日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百九十四年十二月十二日に東京で署名され、二千五年八月三日に延長された科学技術における協力に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定（以下「協定」という。）に言及する光栄を有します。本使は、更に、両国政府の代表者の間で最近到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

協定は、二千十年八月三日から延長され、いずれか一方の政府が他方の政府に対し協定を終了させる意思を六箇月前に書面により通告することによって終了させない限り無期限に効力を存続する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をイスラエル国政府に代わって確認される閣下の返簡が両国政府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年七月二十九日にエルサレムで

イスラエル国駐在

日本国特命全権大使　竹内春久

イスラエル国

副首相兼外務大臣

アヴィグドール・リーベルマン閣下

（イスラエル側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をイスラエル国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両国政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十年七月二十九日にエルサレムで

イスラエル国

副首相兼外務大臣

アヴィグドール・リーベルマン

イスラエル国駐在

日本国特命全権大使　竹内春久閣下

○外務省告示第三百七十九号

平成二十二年八月三日にアビジャンで、気候変動による自然災害対処能力向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコートジボワール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　気候変動による自然災害対処能力向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億八千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡村善文在コートジボワール大使

コートジボワール側　ジャン＝マリー・カク・ジェルベ外務・アフリカ統合大臣

平成二十二年八月十七日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百八十号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表３に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条６の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条６の規定に従い、平成二十二年六月二十四日に効力を生じた。

（平成二十二年七月二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十二年八月十七日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅰの日本国の付表３の産品及びサービスの機関の表のそれぞれの２Ｂ群中、「日本年金機構」を加える。

○外務省告示第三百八十一号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表３に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条６の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条６の規定に従い、平成二十二年七月十五日に効力を生じた。

（平成二十二年七月二十三日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十二年八月十七日

外務大臣　岡田　克也

附属書Ⅰの日本国の付表３の産品及びサービスの機関の表のそれぞれの２Ｂ群中、「独立行政法人産業安全研究所」及び「独立行政法人産業医学総合研究所」を削り、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を加える。

○外務省告示第三百八十二号

ギリシャ共和国政府は、次の条約及び議定書を廃棄する旨を平成二十二年六月十六日にベルギー王国政府に通告した。

一　明治二十三年七月五日にブリュッセルで署名された「関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約」

二　昭和二十四年十二月十六日にブリュッセルで作成された「千八百九十年七月五日ブラッセルで署名された関税表刊行のための国際連合の設立に関する条約、関税表刊行のための国際事務局を設立する条約の実施規則及び署名調書を修正する議定書」

よって、この廃棄は、平成二十九年四月一日にギリシャ共和国について効力を生ずる。

（平成二十二年七月八日付け在本邦ベルギー王国大使館口上書）

平成二十二年八月十七日

外務大臣　岡田　克也

○文部科学省告示第百三十八号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十五条第一項の規定により、次の通信教育の廃止を平成二十二年八月二日付けで許可した。

平成二十二年八月十七日

文部科学大臣　川端　達夫

通信教育の名称	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
文章上達講座	学校法人川口学園	川口　晃玉	東京都豊島区高田三丁目十一番十七号
ホームヘルパー１級通信課程	学校法人たちばな学園名古屋福祉保育柔整専門学校	中島　範	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目六番四号
ホームヘルパー２級通信課程			